

## 差止請求書

2022年（令和4年）4月6日

東京都新宿区西新宿1-23-7

新宿ファーストウェスト12階

株式会社 I B J

代表取締役 石坂 茂 殿

東京都千代田区六番町15番地

主婦会館プラザエフ6階

適格消費者団体・特定非営利活動法人

消費者機構日本

代表理事 佐々木 幸孝

連絡先（事務局）：倉岡

電話 03-5212-3066

FAX 03-5216-6077

私ども消費者機構日本（以下、「当機構」といいます。）

は、消費者契約に関する調査、研究、事業者への不当行為

の是正申入れ、消費者への情報提供等を通じ、消費者被害の拡大防止を図ることを目的に、消費者団体及び研究者、弁護士、司法書士、消費生活相談員など消費者問題の専門家により構成されている特定非営利活動法人であり、また消費者契約法第13条の内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体です。

当機構は、貴社に対し、消費者契約法第41条1項の請求として本差止請求書を送付いたします。つきましては、本差止請求に対して、本書到達後1週間以内に、本書に従い是正したことが確認できる文書による回答をお願いいたします。

## 第1 請求の要旨

- 1 貴社は、消費者との間で、インターネット結婚情報サービス利用契約を締結するに際し、消費者の中途解約を認めない旨の意思表示を行ってはならないこと
- 2 貴社は、前項の意思表示が記載された契約書、約款その他一切の表示を破棄すること
- 3 貴社は、その従業員らに対し、第1項記載の意思表示を行ってはならないこと及び前項記載の契約書、約款その他一切の表示を破棄すべきことを周知徹底させ

る措置をとること  
をそれぞれ請求します。

## 第2 紛争の要点

1 利用規約における中途解約を認めない条項が消費者  
契約法第10条に違反すること

### (1) 利用規約の規定

ア 貴社の運営するブライダルネットの利用規約（以下  
「利用規約」という。）においては下記の通り定めら  
れています。

記

## 第15条 任意のアカウント削除及びコース変更 等

1. メンバーがアカウント削除を希望する場合  
は、先にビジターへのコース変更手続きを行  
う必要があります。クレジットカード決済に  
よりメンバー登録をした会員がビジターへの  
コース変更を希望する場合、メンバー期間満  
了日の前日18時までに担当婚シェルへの連  
絡、もしくは事務局への連絡（問い合わせ窓  
口、メール）で申出を行い、発行された当社

1.6  
18

所定の退会フォームに記入の上、当社に通知するものとし、当該通知が当社に到達後のメンバー期間満了日をもってコース変更となります。

(例：満了日が1月10日の場合、1月9日18:00までに申出、1月10日23:59までに通知が必要)

アプリ内課金によりメンバー登録をした会員がビジターへのコース変更をする場合、継続課金の自動更新設定をオフにすることで、メンバー期間満了日をもってコース変更となります。

イ 利用規約第15条1項は、メンバー（有料会員）がアカウント削除を希望した場合の手続きを規定しています。その内容は、まず、メンバー（有料会員）は、ビジター（無料会員）へのコース変更手続を行う必要があるとされていますが、ビジター（無料会員）へのコース変更手続を行ったとしても、ビジター（無料会員）となるのはメンバー期間満了日となる旨の規定です。すなわち、顧客である消費者が選択したプランの

メンバー期間中は中途解約できない旨、定めているもので

## (2) 消費者契約法10条違反

ア 消費者契約法10条は、「消費者の不作為をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたとみなす条項その他の法令中の公の秩序に關しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であつて（以下「第一要件」といいます）、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの（以下「第二要件」といいます）は、無効とする。」と規定しています。

### イ 第一要件該当性

貴社の提供するマッチングサービスは、民法上、準委任契約に該当するものであり、本来、当事者は、いつでも解除が可能です（民法651条1項）。

そして、利用規約15条1項の規定は、選択したプランのメンバー期間中は中途解約できない旨定めるものであり、民法の規定による場合に比べて消費者の権利を制限する条項に他なりません。

## ウ 第二要件該当性

顧客（消費者）が、アカウント削除を希望し、自ら選択した有料会員であるメンバーの期間満了を待たずして無料会員であるビジターへのコース変更の申出（有料会員コースの解約の申入れ）をするということは、以後、貴社のサービスを利用する意思がないという意味です。にもかかわらず、ビジターへのコース変更を申し出た後もメンバー期間が満了するまでコース変更（有料会員コースの解約）を認めないとすることは、いくらサービスの提供を受けることが可能であるといっても、何ら消費者にメリットがあるものではありません。

貴社において、消費者の退会申出（解約申入れ）の時期に応じた適切な精算条項を定め、精算に応じることは、決して貴社に多大な負担を強いるものであるとは考えられず、ビジターへのコース変更申出を受け付けてもメンバー期間中は解除の効力発生を認めないというのは、民法1条2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害する規定であると言わざるを得ません。

(3) そのため、利用規約第15条1項は、消費者契約法  
10条に抵触する不当条項と解されます。

## 2 結論

以上の理由により、当機構は、貴社に対し、請求の要旨記載の措置をとることを請求致します。

なお、本書は、消費者契約法第41条1項に基づく差止請求ですので、本書到達から1週間経過後に、本書に従った貴社の是正措置がなされていない場合には、後記裁判所に提訴する予定です。

## 第3 訴えを提起する予定の裁判所

東京地方裁判所

以上

この郵便物は令和4年4月6日  
第25737号書留内容証明郵便物として  
差し出されたことを証明します。

日本郵便株式会社

